

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- 取引先との連携を通じた新たなビジネスモデル創出に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金に関しては、可能な限り現金支払いや電子記録債権への移行を進めます。電子記録債権や手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担としません。

③ 知的財産・ノウハウ

ノウハウの開示や知的財産権の譲渡については、取引上の立場を利用した一方的な要求はせず、販売上必要が生じた際には、下請事業者と十分な協議を行います。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、できる限り予定した内容での依頼や計画的な発注を行います。短納期発注や仕様変更等やむを得ない場合には納期やコスト負担

等について協議を行います。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることのないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、サプライチェーン全体での共存共栄を目指し、「サンゲツグループ CSR 調達方針」「お取引先さま向け CSR ガイドライン」を定め、取引先との更なるパートナーシップの構築・強化に努めます。

令和 5 年 3 月 24 日
(令和 6 年 4 月 1 日 代表者変更による更新)
(令和 6 年 5 月 13 日 ひな形変更による更新)

株式会社サンゲツ 代表取締役 社長執行役員 近藤 康正

